「国際交流助成金の使用について」

当財団の国際交流助成金の交付にあたり、財団助成金交付規定に基づく以下の事項をお守りいただきますとともに、本交流助成事業の意義を十分ご理解いただき、所期の交流成果を挙げられますよう祈念いたします。

1　収支の報告について　＊*監査がある場合もお考えいただき、きちんと収支がわかるようにご報告下さい。*

① 助成金の収支に関する書類を整理保管して下さい。

② 2025年4月末日までに、収支計算報告書（様式自由）と、領収書(レシート可)をわかりやすく整理したものをご提出下さい。

2　交流内容の変更または交流の中止について

助成金の交付の対象となっている交流内容に関し重要な変更をしようとするとき、または交流を中止しようとするときは、代表理事に報告し、その承諾を得て下さい。

3　交流の報告について

① 交流結果その他助成金による成果は、2025年5月中旬位までにデータ（A4サイズ用紙5枚以内程度の内容）をお送りいただき、ホームページに掲載します。詳細は後日別途ご連絡致します。

② 当財団は、前項の交流成果を記載した書面の全部または一部を当財団の刊行物その他の適当な方法により発表することができるものとします。予め御了承下さい。

4　研究の発表等について

① 研究結果を発表するときは、当財団から助成金の交付を受けて研究したものであることを必ず明示して下さい。(財団英文表記：Nakayama Foundation for Human Science)

③ 研究結果を刊行物に掲載した場合は、そのコピーを添えて、代表理事にご報告下さい。

5　助成金交付の取り消しまたは助成金の返還要求について

次の場合は助成金交付決定を取り消し、助成金をお返しいただくことがあります。

① 助成金の交付による交流を中止する場合

② 上記記載のことが守られないなど、助成金交付規定に違反のあった場合

③ 応募に関して虚偽の記載があった場合

④ その他当財団が取り消しを妥当と判断した場合

6　収支計算報告書等を当財団に提出する際は、下記宛に郵送して下さい。

〒112－0006　東京都文京区小日向4－2－6　TS93ﾋﾞﾙ10F
中山人間科学振興財団事務局宛

公益財団法人　中山人間科学振興財団
代表理事　五十嵐　隆